

新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベント・行事の 開催基準及び施設運営の判断基準について

令和3年10月29日
玉 城 町

「三重県指針」ver. 13 別冊の一部が改訂されたことを踏まえ、町主催のイベント・行事の開催基準及び施設運営の判断基準を11月1日以降、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、感染状況に変化が見られた時や、国、県から新たな方針等が示された場合は、必要に応じて基準の見直しを検討する。

1 基本的な考え方

【町主催イベント等の開催基準】

- (1) イベント開催時に参加者が特定できる場合においても、対策の徹底が担保できない場合は、中止または延期とする。
- (2) 屋内では【大声での歓声・声援等が無いものについては収容率100%以内】、【大声での歓声・声援等が想定されるものについては50%以内】とする。

(※詳細は『三重県指針』ver. 13【別冊】)

また、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とし、入退場時や区域内の行動管理が適切に行える場合は開催可能とします。

- (3) 町が共催又は後援するイベント等についても、主催者等に同様の対応をお願いする。

【施設運営の判断基準】

- (1) 11月1日より、町所有の一般利用施設は通常どおり開放する。ただし、県外から人を呼び込む施設（町民が使用するための施設も含む）は啓発を強化するとともに、感染症防止対策の徹底を図り運営できるものとする。

2 留意事項

- ・本判断基準の適用は、令和3年11月1日から当面の間までとしますが、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜見直すこととします。
- ・開催前の対策や開催時の対策等、本判断基準に記載のないものについては、【『三重県指針』ver. 13【別冊】イベントの開催基準等】、【新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント開催基準（令和3年10月29日時点）】に準ずるものとする。